

項目別適合率

適合率 低い順	適合率	項目	
1	30.40%	1 2 案内板等	オ 消防法第17条第1項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。）を設ける場合には、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものか。
2	38.98%	1 1 カウンター等	ア カウンター等を設ける場合には、それぞれ1以上のカウンター等を車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。
3	55.77%	1 2 案内板等	ア 案内板等 (ウ) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けているか。
4	57.89%	1 利用円滑化経路 (3) 利用円滑化経路を構成する廊下等	利用円滑化経路を構成する廊下等 エ 段又は傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む。）に限る。以下この様式において同じ。）の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、次に掲げる部分を除く。 ・ こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・ 高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる廊下等の部分
5	58.00%	1 4 敷地内の通路敷地内の通路	イ 敷地内の通路に設ける段 (ア) 手すりを設けているか。
6	59.46%	1 6 休憩設備	イ 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をしているか。
7	60.00%	1 利用円滑化経路 (10) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路 オ 敷地内の通路に設ける傾斜路 (カ) 高さが75cmを超えるものには、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けているか。
8	60.00%	4 廊下等	エ 段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、次に掲げる部分を除く。 ・ こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・ 高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分
9	60.40%	7 便所 (5) 男子用小便器	イ アにより床置き等の小便器を設けた場合における1以上の便所の床置き等の小便器は、両側に手すりを適切に配置しているか。
10	60.81%	7 便所 (6) 乳幼児用いす及び乳幼児のおむつ換えができる設備	ア 床面積の合計が500㎡以上の建築物（下宿、市場、遊技場、ダンスホール、キャバレー、ナイトクラブ、バー、料理店、待合、自動車車庫、工場、事務所、共同住宅又は寄宿舎を除く。イにおいて同じ。）に便所を設ける場合には、次の基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けているか。